

第 150 話<1 次あっせん>の要約と参考資料

第 150 話<1 次あっせん>の要約

鶴野秀男さんは、幼いころ亜ヒ焼き窯近くの鉾山長屋で生まれ育ち、目や内臓の病気で苦悩した人生の代償を 2160 万円と算出。これに対し、あっせん案審議専門委員が算定したのは 320 万円。大きな開きのある中、県は 7 人の患者と住友鉾を呼んで補償交渉を始めました。

第 150 話<1 次あっせん>の参考資料

150-1 日記にみる第 1 次知事あっせんの経過

佐藤鶴江さんの日記（遺稿集「生きとうございます」より）

1972 年

- 7 月 31 日（月）晴 公害の発表、県である。私、秀男、宮崎放送局 102 スタジオ。
- 8 月 1 日（火）晴 朝、NHK へ出る。県庁へ行く。
- 8 月 2 日（水）晴 朝 6 時 21 分にて帰り、役場へ寄り、環境保健部長に逢い、役場の車で送って下さった。
- 8 月 5 日（土）晴 環境保健部長来られた。
- 8 月 9 日（水）晴 夕方わか雨 午後 3 時より役場へみんなと行く。町長に逢う。県より知事代理来られた。
- 8 月 10 日（木）朝夕立 朝 5 時 40 分起き、食事して知事来られるので掃除。夜、テレビに出た。
- 8 月 23 日（水）晴 午後、住友金属鉾山よりお見舞いに来られた。
- 8 月 27 日（日） 弁護士、斉藤先生等も来た、亜ヒ酸窯へ案内した。午後掃除。県の後藤環境長来られた。
- 9 月 8 日（金）雨風 昼のテレビで、県の予算案土呂久公害被害者へ 240 万組むと出た。
- 9 月 10 日（日）雲晴 午後より鉾田弁護士、大分のシバ田、斉藤先生、阪本先生達来られ、徳一、勝さん達来た。
- 9 月 12 日（火）晴 昼から町の車で保健所へ、手帳等交付にて行く。
- 9 月 24 日（日）晴 夕方、秀さん裏へ会社の人連れて来る。
- 10 月 12 日（木）晴 県佐竹・佐藤さん医療請求書書きこみに来られた。
- 10 月 15 日（日）晴雲夕方雨 夕方、実雄方へ弁護士来られ行った。
- 10 月 18 日（水）晴 昼から秀男来て相談。
- 10 月 21 日（土）雨 午後、秀さん裏へ来た。土産、会社の人からもらった

- 10月25日(水) 雲夕方雨 10時半より鉦山の元へ行き、秀さんと又、内までひきかえす。昼、弁護士外6名。後藤さん等来られ、1時より支所。
- 11月11日(金) 午後、自分のテレビ、参議院見る。
- 11月12日(土) 晴 昼前、斉藤先生来られ、3時迄話し、後宮崎の学生3人来た。
- 11月27日(月) 寒風雪 馬原・富高武夫(*富高武雄)さん来られた。
- 11月28日(火) 晴寒 昼、秀男来て3時まで話す。
- 12月2日(土) 晴 夜、支所の秀男さんへ電話(*このころ秀男は支所の警備員)
- 12月3日(日) 晴 玉置・富山さん来られた後、県の福永、馬原、武雄。
- 12月4日(月) 晴 馬原さん、武雄さん来られた。
- 12月5日(火) 晴上天 秀さん、昼一寸来た。
- 12月7日(木) 晴、夜雨 夜、馬原さんより電話。後藤さんが支所へ今夜着く。
- 12月8日(金) 晴 朝6時半起き、支度して、町の車で国民宿舎へ。後藤環境長に逢う。
- 12月16日(土) 晴上天 夜、後藤さん支所へ来られ、秀さんと会話。
- 12月19日(火) 晴寒 昼まで後藤、富高武雄さん来られた。午後、鎌田弁護士外1名来られた。秀さん、実雄来た。
- 12月20日(水) 晴 馬原さん2カ月分の医療手当持って来て下された。
- 12月23日(土) 雨 後藤さん、馬原さん来られた。
- 12月24日(日) 雲少し少雨 夜、秀男さんより電話。興梠さんより電話。住友、今日飛行機で宮崎へ着く。
- 12月25日(月) 晴 昼から福永さん連れに来られ、国民宿舎まで秀男さんと行く。夕方、帰る。夜、興梠さんより電話ある。
- 12月26日(火) 上天、晴れ 7時起き、食事した後、医者へ下る支度。午後、秀さんと町長さんと逢う。夜帰って、宮崎へ行く支度。カリタス、サキ子へ電話しておく。
- 12月27日(水) 雲 朝6時に起き、宮崎県庁の車2台来た。昼すぎ着く。夜、11時半まで話し合い。
- 12月28日(木) 雨 朝8時に起きて、町長立会にて、又会話。午後より知事面接。2時より県庁にて調印式。夕方4時半、県庁出る。カリタスマわり帰着9時半
- 12月29日(金) 雨 朝9時、銀行来た。車で下る。役場あいさつ、帰り安夫むかえに来た。寝る時10時半
- 12月31日(日) 晴 朝8時起き、食事して、何もしない。夜、具合悪く寝る。

1973年

- 1月9日(火) 斉藤先生、松井先生来られた。
- 1月11日(木) 雪 夕方、川原さん来た。
- 1月19日(金) 晴 御取越し。会堂で午後1時より町長立会にて1千万の話し合い。
- 1月25日(木) 雲小雨 夕方6時50分のテレビで、国の認定病決まる。

150-2 行政が記録した第1次あっせん

高千穂町企画調整課「土呂久鉱山鉱害調査覚書」P17~P23より

1972年

- 7月31日 土呂久地区社会医学的調査の結果（7名が慢性砒素中毒症と思われる）旨の診断出さる。土呂久地区社会医学的調査結果並びに県の行政措置を公表。当事者双方の意向を確かめ知事斡旋に入る旨知事表明。
- 8月1日 精密検査状況説明のため、佐藤実雄外7名を町役場に招き、安西環境保健部長説明。
- 8月5日 土呂久鉱害問題について、土呂久公民館において安西環境保健部長来町。説明会並びに患者宅戸別訪問検査経過説明。
- 8月8日 公害病認定患者鶴野秀男外6名公害補償斡旋方知事をお願いのため町長へ申し出。
- 8月9日 公害認定患者鶴野秀男外6名訪問見舞並びに検査結果説明（県秘書課長外4名）。住友金属鉱山株式会社河上健次郎社長来県。健康被害者に対する補償を表明し、併せて県知事に補償斡旋を依頼。
- 8月10日 健康被害者7名全員が知事の補償斡旋依頼及び住友金属鉱山株式会社補償斡旋を依頼す。公害問題について土呂久公民館に於て地区住民と座談会並びに患者宅訪問見舞のため黒木知事来町。現地に健康被害者7人と経過観察者1名（佐藤実雄）を知事訪問（環境長随行）健康被害者7名全員が県知事に補償斡旋を依頼す。
- 8月14日 土呂久鉱山に係る健康被害の緊急医療救済措置要綱を定める（県）
- 8月16日 環境庁企画調整局長土呂久鉱害現地調査
- 8月17日 土呂久鉱山に係る健康被害者認定審査委員会設置
- 8月22日 公害病認定申請書提出
- 8月23日 公害病認定（病名＝慢性砒素中毒症）7名
- 8月27日 後藤環境長、公害補償斡旋事情聴取戸別訪問
- 9月1日 環境長に補償斡旋専任職員1名（福永主事）を置く
- 9月8日 健康被害者救済斡旋案審議専門委員会設置要綱定める（県）
- 9月18日 第1回斡旋案審議専門委員会（於・日向荘）（以下12月22日まで7回開催）
- 9月26日 県環境長高千穂町訪問
- 9月27日 公害補償斡旋案作成のため、土呂久現地調査並びに経済状況調査。県公害課福永主事来町
- 10月2日 第2回斡旋案審議専門委員会（於・ひまわり荘）

- 10月4日 県環境長、福永主事高千穂町訪問
- 10月25日 県公害補償斡旋案専門委員福田弁護士外7名、現地調査並びに事情聴取のため来町（於・天岩戸支所）
- 11月6日 県環境長及び福永主事高千穂町訪問
- 11月22日 第4回斡旋案審議会（於・ひまわり荘）
- 11月28日 県環境長高千穂訪問
- 12月1日 第5回斡旋案審議専門委員会（於・商工会館）。社会医学専門委員、役場関係者より事情聴取
- 12月3日 公害補償斡旋事情聴取のため県公害課福永主事来町（戸別訪問）
- 12月8日 国民宿舎高千穂荘において鶴野秀男外6名の公害補償斡旋事情聴取のため県後藤環境長来町
- 12月9日 第6回斡旋案審議専門委員会の開催
- 12月16日 県環境長高千穂訪問
- 12月19日 県環境長高千穂訪問
- 12月20日 住友金属鉱山株式会社来県
- 12月21日 県環境長高千穂訪問
- 12月22日 第7回斡旋専門委員会開催（於・日向荘）
- 12月23日 県環境長高千穂訪問。公害補償斡旋事情聴取のため鶴野秀男外6名戸別訪問（県後藤環境長外1名）
- 12月25日 公害補償斡旋者7人意向打診（県環境長）
- 12月27日 斡旋案審議専門委員会補償斡旋案意見書提出。公害補償斡旋者7人を宮崎市に招く。斡旋専門委員斡旋意見書の提出（知事宛）。知事より7名及び住友金属鉱山株式会社に対し挨拶。県環境長外2名（高千穂町長立会）日向荘に於て午後1時より午後4時迄斡旋案提示交渉。午後4時30分より場所を平安閣に移し午後10時迄斡旋案交渉続行
- 12月28日 午前9時30分から斡旋案交渉再開し午前11時30分全員について合意斡旋案妥結す。午後2時30分より住友金属鉱山との公害補償斡旋案妥結調印。（第一次認定患者・鶴野秀男外6名）16,800,000円。土呂久地区振興のための資金に関する確認書取り交わし（住友金属鉱山株式会社・県知事・高千穂町長）

1973年

- 1月6日 鶴野秀男外6名公害医療手帳交付並びに公害に係る健康被害に関する特別措置法説明。（県公害課佐竹係長外2名）
- 2月1日 環境庁砒素による慢性砒素中毒を公害病に認定発表。（地域の指定）昭和48年2月1日付公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく土呂久地区の指定。宮崎県の区域のうち、西臼杵郡高千穂町大字岩戸のうち畑中平、荒谷、岩下、樋ノ口、吹谷、長石、黒淵、惣見、鶴、小又、向土呂久、尾曾宇、折原、丸

岩。宮崎県公害被害者認定審査会条例の施行。

3月22日 土呂久公民館において、公民館役員等に対し観察健診説明並びに協力方要望（県公害課、佐竹係長外）

3月26日 土呂久地区住民観察健診実施

3月26日 理化学検査 144名

5月4～5日 臨床的検査 192名

5月21～24日 問診

7月7～8日 専門医診査 209名

150-3 健康被害者救済あっせん案審議専門委員の報告書

土呂久鉦山に係る健康被害者救済あっせん案についての意見

昭和47年12月27日

宮崎県知事 黒木 博殿

土呂久鉦山に係る健康被害者救済あっせん案審議専門委員

福田甚二郎

佐竹季治

殿所 哲

土呂久鉦山に係る健康被害者救済あっせん案についての意見

昭和47年9月18日意見を求められた上記のことについては、別紙「土呂久鉦山に係る健康被害者補償あっせん案について」のとおりです。

(別紙) 土呂久鉦山に係る健康被害者補償あっせん案について

土呂久地区社会医学的調査により慢性砒素中毒症とされた健康被害者7人に対する補償あっせんについての意見をとりまとめるために、土呂久地区社会医学的調査専門委員会の報告内容の、そしやく理解に努めるとともに、健康被害者及び住友金属鉦山株式会社双方はもとより、その他の関係者からも事情を聴取した。また、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市公害等の訴訟判決、熊本水俣病補償あっせん処理の内容、交通事故による損害賠償の事例、その他関係文献等についても詳細に調査検討した。その結果、本件の場合には、慢性砒素中毒症の特異性、すなわち症状及び予後の状況等の態様、学問的知見の限界などの点において他の事案と比較することが難しい事情にあること、及び時間の経過に伴う事実認定上の制約があることなどから、その補償あっせん案の作成に当っては土呂久鉦山独自の問題としてとらえ、さらには住民の立場を十分配慮して判断することとした。

このような見地から、つぎのような考え方をとることとした。

1. あっせん案算定の考え方

(1) 健康被害者に対する補償

㉞ 健康被害者に対する補償は、健康被害者の健康に係る損失を填補する見地から考慮することとし、医療費、逸失利益及び慰藉料について配慮しつつ、これを総合的に勘案し、慰藉料として支払うことが適当である。

㉟ 労働者災害補償保険法に基づき砒素に起因する疾病について保険給付を受けることとなった者については、当該保険給付の部分については損失の填補がおこなわれることとなるので、あっせん案に基づく補償額から当該保険給付額を控除する。

(2) 地域振興のための資金

土呂久地区社会医学的調査専門委員会の報告において土呂久地区の生活環境の整備が必要であるとされていること、また当地域全体が鉱山により何らかの迷惑を被ったものと思われること等を考え合せ、住友金属鉱山株式会社において土呂久地区に対する地域振興のための資金について配慮させることが必要ではないかとする知事の提案は適当である。

2. 補償額

健康被害者に対する補償額は、つぎの額が適当である。

(1) 健康被害者に対する補償額

単位 千円

	B	A	C	D	E	F	G	計
慰藉料	3,200	1,600	2,400	2,000	2,000	2,000	2,000	15,200

注・妥結額は、B 3,500、A 2,000、C 3,000、D 2,300、E,F,G 2,000、計 16,800 (千円)

(資料)

1. 審議専門委員発足の経過

昭和 47 年 9 月 8 日、福田甚二郎、佐竹季治、殿所哲に対し、宮崎県知事から、土呂久鉱山に係る健康被害者救済あっせん案審議専門委員設置要綱によって県のおこなう補償あっせんに対する意見について委員委嘱の依頼があり、3 人はこれを受諾、委員は同日付で発足した。

2. 審議専門委員の活動

委員の目的・役割は、土呂久鉱山に係る健康被害者救済あっせん案審議専門委員設置要綱にもあるように、県のおこなう補償あっせんについて意見を述べることであり、その活動はつぎのとおりである。

委員会の開催

第 1 回 昭和 47 年 9 月 18 日 於 宮崎市

- 議題
- 1) 土呂久地区社会医学的調査結果及び知事あっせんの経過について
 - 2) 審議専門委員の審議方針について
 - 3) 新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市公害等の訴訟判決及び交通事故における損害賠償の事例について

- 第2回 昭和47年10月2日 於 宮崎市
 議題 1) 健康被害者の生活歴及び病歴等について
 2) あっせん案作成の基本方針検討
- 第3回 昭和47年10月25日 於 高千穂町
 議題 1) 土呂久鉦山現地調査及び健康被害者からの事情聴取
- 第4回 昭和47年11月22日 於 宮崎市
 議題 1) あっせん案の検討
- 第5回 昭和47年12月1日 於 宮崎市
 議題 1) 住友金属鉦山株式会社、社会医学的調査専門委員及び高千穂町役場関係者からの事情聴取
- 第6回 昭和47年12月9日 於 宮崎市
 議題 1) あっせん案の検討
- 第7回 昭和47年12月22日 於 宮崎市
 議題 1) あっせん案の検討
- その他 昭和47年11月1日～2日 於 新潟市
 新潟水俣病の調査 (佐竹委員)

150-4 鶴野秀男さんが希望補償額を計算した2通のメモ

1通目のメモ (原文のママ)

1. 逸失利益

時 期	計 算 式	実働日数	損 失
昭和20～30年	日給500円×30日×12月×10年=180万	50%	90万
昭和40年まで	日給1000円×30日×12月×10年=360万	40%	216万
昭和47年まで	日給1500円×30日×12月×7年=370万	20%	296万
昭和48～60年	日給3000円×30日×12月×13年=1404万	0	1404万
			1986万

2. 精神的苦痛 200万

3. 健康障害 (眼・歯・消化器・呼吸器・循環器) 300万

計 1+2+3=2486万円

○労働については病身のため人並みの仕事が出来ず給料も安かった

○青年時代には病気がちでその上手足にコブがゴツゴツ出ていて社会的面から結婚問題等で苦勞した

○35歳にて右眼は失明に近い状態で、現在では病気がちで作業は当分出来そうにない

2 通目のメモ（あっせん交渉に持参。高千穂町青焼きが保管されていた）

1. 逸失利益（現在より 70 歳までの場合）

月収	8 万円×12 月×10 年	960 万円
	5 万円×12 月×10 年	600 万円
		1560 万円

2. 精神的+軽労働（現在まで） 300 万

3. 健康障害（失明並びに病弱） 300 万

計 1 + 2 + 3 = 2160 万円

○少年時代より病身であり（特に目、歯、胃腸が悪かった）。5 キロの道を通った。

医者に行くのがつらかった。

○青年時代は病身のため社会的面から結婚問題で苦勞した。

○手や足にコブが出来、眼は白くにごって悪く、又病身なので社会的、精神的に苦勞した。

○肉体的労働については、眼が悪く、人並みの仕事は出来ず、病身のため無理な仕事も出来ず、そのため給料も安く、生活面で苦勞した。

○病人屋敷と言われて、付近の人からいやがられた。

150-5 患者と住友鋳と県知事が締結した確認書とあっせん案

日弁連公害対策委員会「鋳害調査報告書」P79~80 より

確認書

土呂久地区社会医学的調査専門委員会の報告により慢性砒素中毒症と思われるとされた宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸〇〇番地の〇〇〇〇（以下「甲」という。）に対する住友金属鋳山株式会社（以下「乙」という。）の土呂久鋳山の鋳害に係る損害賠償について、甲および乙は、別添の宮崎県知事黒木博（以下「丙」という。）のあっせん案を受諾し、双方誠意をもってこれを履行することを確認する。

この確認を証するため、本書 3 通を作成し、甲・乙および丙は、各自記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

昭和 47 年 12 月 28 日

甲 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸〇〇番地
氏 名 印

乙 住友金属鋳山株式会社
代表取締役社長 河上健次郎 印

丙 宮崎県知事
黒木 博 印

あっせん案

昭和 47 年 12 月 27 日

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸〇〇番地 氏名 殿

住友金属鉱山株式会社 代表取締役社長 河上健次郎殿

宮崎県知事 黒木 博

土呂久地区社会医学的調査専門委員会の報告により慢性砒素中毒症と思われるとされた者（以下「甲」という。）に対する住友金属鉱山株式会社（以下「乙」という。）の土呂久鉱山の鉱害に係る損害賠償については、左記のとおりあっせん案を提示します。

記

- 第一 乙は、甲に対して補償金〇〇〇〇円を支払うものとする。
- 第二 前項の補償金の支払期限は、昭和 47 年 12 月 28 日とする。
- 第三 甲は、補償金を受領したときは、すみやかに、宮崎県知事を通じて受領証を乙に交付するものとする。
- 第四 甲に対して乙がおこなう補償の内容は次のとおりとする。
 1. 補償は、砒素に起因する土呂久鉱山に係る健康被害に対するものであること。
 2. 補償は、このあっせん受諾前および後の一切の損害すなわち医療費、逸失利益および慰籍料等を含む損害に係るものであること。
- 第五 甲は、労働者災害補償保険法に基づき、砒素に起因する疾病について保険給付を受けることとなったときは、当該保険給付の部分については、当該保険給付に相当する額を、宮崎県知事を通じて、すみやかに乙に返還するものとする。
- 第六 甲は、補償金を受領したのちは、乙に対して、名目のいかんを問わず、将来にわたり、一切の請求をしないものとする。
- 第七 乙は、甲の属する宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸の土呂久地区（畑中、南、惣見および鉱山の 4 地区の 54 世帯）の住民に対して、地域振興のための資金として 1000 万円を交付する。
- 第八 前項の地域振興のための資金の用途、その他必要な事項は、乙、土呂久地区住民および宮崎県高千穂町長が宮崎県知事の意見をきいて別途協議して定めるものとする。

150-6 第1次知事あっせん関連の夕刊デイリー記事（筆者興梠敏夫記者）

1972年8月9日「被害者と話し合い / 住友金属が補償へ」

住友金属鉱山（本社・東京）の河上健次郎社長は、高千穂町土呂久の同社亜ヒ酸鉱山で起きた亜ヒ酸鉱毒事件について、けさ宮崎県庁に黒木知事を訪れ、ヒ素中毒の被害者と話し合いにはいる段どりを打ち合わせた。このあとの記者会見で河上社長はつぎのように語った。

「7月31日に県の調査結果がでたときに具体的な内容を知らせていただいた。そして知事から円満に早く解決してほしいといわれたので余裕をもらって本日来た。土呂久鉱山の昔の操業が原因で患者がでていますが、鉱業権を持っているだけのかかわりがあるわけだけど、とにかく法的なことは抜きにして争わず鉱業権者としての立場として、法的解釈に時間をついやすことは避けた。7人の患者の中には中島鉱業の元従業員がいることも聞いている。県の指導を受けてフェアに取り組みたい気持ちである」

また記者団の「現地に行きたいか」の質問に対し、「操業を再開する意味ではなく、患者を見舞う気持ちでぜひ行きたい」と語った。

知事あす現地へ

なお、黒木知事は、あす午前3時宮崎を出発、高千穂に向かう。9時に現場を訪れ、患者7人にじかに合って、この問題のあっせんの受諾を受けたいとしている。

地元側も待つ

土呂久鉱山公害による慢性ヒ素中毒症と確定された高千穂町土呂久及び上村の（患者7人と経過観察者1人）は、8日午後、高千穂町役場岩戸支所で後藤総務課長に公害問題に関して住友金属鉱山KKとの話し合いを円満に解決したいので、そのあっせんに黒木知事をお願いする。

1972年8月10日「補償交渉知事に一任 / 納得いかねば法廷へ / 土呂久のヒ素中毒患者」

黒木知事はけさ7時、高千穂町を訪れ、土呂久鉱害によるヒ素中毒患者ら8人と会い、住友金属鉱山との交渉に、仲介の労をとることを伝えた。

けさは激しい雨。黒木知事はヒ素中毒患者の鶴野秀男、鶴野クミ、佐藤鶴江、佐藤ノブ子、佐藤アヤ子、佐藤シズ子、佐藤一二三さんと、要観察者の佐藤実雄さんら8人の自宅を戸別訪問した。知事の来訪に患者たちはいずれも感謝のことばをのべ、会社側との交渉を正式に知事に依頼した。患者の鶴野さん親子は「初めからずっと知事に心配していただき感謝している。知事さんを信頼して交渉のすべてを依頼することにした」と話した。また、佐藤鶴江さんは「知事さんの温い心を充分くみとり。あっせんに願うことにした。結果がどうであるかわからないが、納得いかぬ場合は、法廷で解決したいと考えている。これは、私個人の考えです」といっていた。

このあと土呂久公民館で、地域民30人と会い、これまでの土呂久問題に対して経過を報告し、地域的な公害問題について対策を説明、土呂久をこんご“健康モデル地域”にして、明るい住みよい村にすることを約束した。

黒木知事は「患者のみなさんから、会社側との仲介を頼まれて、責任の重大さを感じている。住民の立場に立って問題を処理したい。こんご、双方の交渉をどう進めてゆくかは“白紙”だが、早急に解決せねばならぬと決心している」と話した。なお交渉スケジュールについては「帰庁したあとすぐ立案する」と明言した。

1972年8月17日「公害病の認定を急ぐ / 小山長官のご名代 / 船後局長土呂久入り」

環境庁の船後正道企画調整局長は、小山長官の代理として、高千穂町土呂久旧鉾山跡を視察、鉾害で慢性ヒ素中毒症になった患者たちを見舞った。

正午すぎ土呂久に着いた船後局長らは、安西県環境保健部長、坂本高千穂町長らの案内で鉾山事務所跡や鉾石かす置場などを見た。ヒ素流出の原因となっているズリ山や、焼却がまなどを回り、亜ヒ酸の原石を手にしてくわしい説明を聞いた。また公害病の認定を受けた佐藤一二三さん（53）ら7人にも会い、健康状態をたずね、当時のもようや症状などを聞いていた。

「補償問題は知事に一任してありますが、国でも後押しを願います」と訴える患者らに対して、船後局長は「公害病の認定は急ぐとともに、特別措置法の適用も準備している。県や町の方針を積極的に助け、復旧対策も早くするように努力します」と語った。

1972年8月24日「患者に納得ゆく対策 / カケ足見舞いにチョッピリ不満顔」

23日午後、住友鉾業 KK 常務取締役、山崎完氏は、同社保安環境部長、井上和夫氏ら3人をともない高千穂町役場、後藤総務係長の案内で土呂久地区を訪れ、県が先に慢性ヒ素中毒症と認めた7人の患者を見舞った。土呂久鉾害問題で企業側が正式に患者と会ったのは、これがはじめて。これは両者が、今後、黒木知事を仲介者として、補償問題の話すすめて行く上で、一般社会に公害問題に対する企業側の姿勢を、いち早くみせたとも考えられるし、また患者側が“企業”に対して、どういった感情をいただいているかを事前にたしかめたともいえる微妙な対面であった。

患者家庭の訪問では「見舞いの金品は受取れぬ」「いや、ほんの名刺代り」といった軽いやりとりはあったが、知事を仲介としての交渉の話は何も出ず、各家庭いずれも、5分間でいどの立話し訪問に終わった。

1972年10月25日「3人委、きょう土呂久入り / 認定患者から意見聞く」

土呂久地区の鉾害にかかわる被害者救済斡旋案の審議専門委は、第3回委員会を高千穂町役場岩戸支所できょう午後1時から4時40分まで行なった。これに先だち委員の一行は午前11時10分から土呂久の現地調査を昼過ぎまで行なった。この日の委員会は認定患者7人に対して、弁護士の福田甚二郎氏と殿所哲氏、医学では佐竹季治博士がそれぞれ患者面接をし、補償問題など希望を聞いた。

1972年10月26日「土呂久補償 現地で聞く / 被害者が要求の具体案 / 専門委に一部一任派も？」

黒木知事は先に土呂久鉾害問題について鉾山側の住友金属鉾山 KK と高千穂町岩戸のヒ素中毒患者7人の両者から、補償問題について斡旋の申し入れを受けたが、これについて知事は福田甚二郎（弁護士）、殿所哲（同）、佐竹季治（県医師会副会長）の3氏が

土呂久公害健康被害者救済斡旋案専門委員会をつくり、いままで書類による調査を2回、県庁で調査したが、25日は現地の土呂久鉱山も訪れ、鉱山跡と患者の一人佐藤鶴江さんの家庭を視察した。

秋も深まった土呂久地区は山々に紅葉が燃え、過去の鉱害はどこかにかくされているかわからぬほどの美しい眺めだった。現場では専門委員を迎え佐藤鶴江さん、鶴野秀男さんの2人が、生い立ちや過去の被害に悩み、生き抜いてきたことを鉱山跡や垂ヒ窯跡などを指さしながら訴えた。鶴江さんの家では茶の間にあがって現在の生活状態や環境などを雑談まじりに聞き取った。

このあと午後1時から7人の被害者を高千穂町役場岩戸支所に集め2階日本間で一人一人と面接し、被害者の過去の経歴や職業、そして病歴など、現在どのように苦しんでいるかを午後6時すぎまでくわしく聞いた。

(略)

聞き取りのあった午後1時からおよそ3時間は佐藤鶴江さん、鶴野秀男さん、同クミさん3人がとくにくわしく聞かれたこと、あとの4人については1時間そこそこで終わったことなどから判断すると、鶴江さん、鶴野さん3人はかなり具体的な要求が申し入れられたのではないかと考えられる。あとの4人はあるていど補償内容について専門委員に一任したのではないかと考えられる。

1972年12月1日「損害賠償額に大きな開き / きょう公式接触 / A級は1500万円？ / 回答予想は高くて200万円」

土呂久鉱害と素中毒の後遺症に苦しむ7人の患者と、住友鉱山との間での補償要求交渉がはじまった。両者の斡旋は黒木知事である。この交渉は、すでに公害病と認定されているイタイイタイ病(カドミウム)、水俣病(メチル水銀化合物)、四日市ゼンソク(硫黄酸化物)とちがって、まだ公害病として認定されていないこと、また住友側としては前企業者(中島鉱山)から鉱区権を引き継いだだけの無過失加害者の立場にあること一などの相違点があり、はじめから難航が予想される。それだけに、斡旋を買って出た黒木知事も“住民サイド”を標榜しているだけに立場は微妙である。すでに黒木知事は、両者からの斡旋要求を受託した直後、弁護士2人、医師1人からなる3人専門委員会を設け、きょうまでに患者7人の側に立った調査会を4回開いている。

きょう午後3時から県庁で行なわれる住友側との接触は、公式的にはほとんどがはじめて。患者側の要求を受けて立つ住友側の回答が注目されている。ところで、知事の機関として発足した3人専門委員会は、過去患者側との接触で“補償要求金額”を聞いていない。独自の立場から算定判断して知事に答申するという。恐らく知事の上積みを考えてマイナス、ワンクッション額と考えられるが、その金額にしても相手の住友鉱山あつての金額である。

公害病未認定の現段階をふまえ、加えて無過失企業加害の住友側が知事の斡旋案をど

う受けるか——受けたとしても反対の患者側がその金額を承認するか——土呂久鉦害問題の幕明けはいよいよこれからが大詰めである。

サテ、問題の結論は賠償金であるが、その金額は斡旋案（知事）、受諾案（住友）、要求案（患者）の三人三様、3つの異なる金額がどこで一致するか。三者の含み情報を総合すると、まだまだかなりな開きがあり、越年解決、または提訴の長期解決も予測されそうだ。

土呂久の7人の患者は、賠償額をどのくらい望んでいるか。現在ハッキリした提示はしていない。しかし7人のうち、A、Bの2人は、ランク付け賠償を考えている。ランク付けは3段階で、Aクラス2人、Bクラス2人、Cクラス3人である。そしてAクラスの賠償額が1000万円～1500万円。Bクラス600万円～800万円。Cクラス300万円前後と思われる。この金額は個人それぞれの算定によるもので、交渉の段階であるていどの含み幅は考えられているようだ。Aクラス2人、Bクラスの1人については知事の満足な斡旋が得られぬ場合、提訴が考えられる。しかしBクラスの1人、Cクラスの3人については金額の多寡によらず、斡旋案受諾の公算が性格上、きわめて強い。

では仲介役ともいべき県専門委員会は、その専門的な立場から、どのていどの賠償斡旋案を準備しているのだろうか。カバンの奥深く秘められた調査書類をのぞくすべはないが、算定方式において一律要求に意見がまとまったともいわれている。

患者たちの過去の入院、治療費については、一律見舞金。そして過去における損失補償（患者であるがために受けた社会的な損失）プラス年齢によるホフマン方式による将来補償の合算によるそれである。この算定で平均額が200万円を越えるであろうか。知事の上積み額を見込んででも知れたもので、住民サイドに立った知事の立場が追求されることも考えられる。おそらくは3～4人の斡旋妥結。2～3人の不調ということになるのではなかろうか。

住友側では一律補償による1人100万円ていどが考えられており、知事に斡旋の花を持たせたとしても、倍額の200万円ていどの賠償が考えられるのではあるまいか。

以上は、あくまでも推測による三者の賠償に対する手の内を調べてみたものだが、根拠はある。早期円満妥結ができれば幸いだ。

1972年12月27日「きょう“補償斡旋”最後の詰め / 土呂久ヒ素公害病患者と企業 / ズバリ補償320～160万円 / のむか、のまぬか宮崎市で交渉」

土呂久鉦山の砒素中毒問題が“第4の公害病”として大きく騒がれはじめて1年が過ぎた。そしてこの1年間に県当局は7人のヒ素中毒患者と、7人の要経過観察患者を認定した。（患者名略）

2度目の冬となり、さらにあと4日間で新しい年を迎えようとしている土呂久には、報道陣や調査団、さらに鉦害患者の支援団体でゴツタ返した去年の暮れのにぎやかさは、どこにもない。だが、その静けさの中にあって問題解決の第一幕が人知れずおろされようとしている。これは44年10月30日付夕刊デイリーで他紙に先がけ、土呂久問題を（不

明) さらに調査中の記者から、けさ電話で吹きこんできたナマの声でもある。

土呂久問題も、いよいよここ 24 時間中に大きなヤマ場を越えようとしている。というのは、7 人の患者は先に黒木知事に対し、土呂久鉱山所有者の (不明) 住友金属鉱山 KK に、ヒ素中毒による鉱害補償の斡旋方を申し入れていた。企業側もまた患者側との斡旋を知事に申し入れていた。そこで知事は福田甚二郎 (弁護士)、殿所哲 (弁護士)、佐竹県医師会副会長の 3 氏を専門委員として補償問題の調査を依頼していたわけだが、その結果の斡旋案が 12 月 9 日ごろ知事に答申されたようだ。“されたようだ” — というのは、そのころから 3 人委員の動きが見られなくなったこと。また、このころから県当局の動きが活発になってきた— ことからの判断でもある。そのころからの県当局の動きを日程で追ってみると—

12 月 11 日 = 企業側と宮崎市で接触、同 16 - 17 日 = 7 人の患者と高千穂町で接触、同 19 日 = 高千穂町で患者 2 人と会談、同 20 日 = 企業側と宮崎市で会談、同 23 日 = 高千穂町で患者 7 人の家庭を訪問、同 25 日 = 午前中に企業側と宮崎市で接触、午後患者 2 人と高千穂町で会談、同 26 日 = 7 人の家庭訪問が行なわれた。

以上のスケジュールからして、12 月 11 日以前に専門委員から答申が行なわれ、あるていどの補償金額について企業側が OK のサインを出した— それによって現地認定患者 7 人との斡旋の交渉がはじまった— と推定した。

答申案については、もちろんハッキリした数字が出されているはずだが、患者側には含み数字で 16—17 日ごろに「300 万円 1 人、250 万円 1 人、200 万円 4 人、150 万円 1 人 (いずれも幅をもたせて)」という数字が“どうだろうか……” と提示されたようだ。この数字が患者側の考えていた数字とどうであったか、については「かなり大幅に開いている」「そんなにもらって……」といった悲喜劇はあったようだ。そうした結果から「大幅に開いている」と考えた人々との“詰めの交渉”が焦点であったことも考えられる。

答申案がズバリ提示されたのは 25 日午後である。それは「320 万円 1 人、240 万円 1 人、200 万円 4 人、160 万円 1 人」というものだった。この情報は (不明) ので発表できぬのが残念だ。(不明)

いよいよ最後交渉である。そのため、7 人の患者は 27 日午前 8 時、県当局差し回しの車 2 台に分乗して宮崎市に向った。坂本町長もまた、とくに患者側の要請から立会人として午前 10 時、7 人のあとを追った。むろん企業の住友鉱山側も 24 日夜から宮崎市内のホテルで待機しているはずだ。宮崎市内のどこで交渉が行なわれるのかは全くもって不明である。また患者の 7 人、企業側の 2 人 (あるいは 3 人か) がどこに泊るかもわからない。

1972 年 12 月 28 日「きょう午後 3 時に調印 / 総額 1680 万円 / 7 人の補償やっど決まる」

舞台を宮崎市に移した土呂久ヒ素公害問題は、27 日、宮崎市内の旅館で患者側と住友鉱山、斡旋に立った県当局、立ち合いの坂本高千穂町長らの間で、午後 11 時まで、約 4

時間にわたって“詰め”の作業が進められ、昨夜中についに結論は出なかった。

27日、問題解決の正式受諾に先だって——“知らされなかった斡旋の歩み”——の在り方について、一部報道関係者からのつきあげを食った県当局は、午後4時半、同市の日向相に双方の関係者を呼び、斡旋作業を行なう一応の姿勢を見せ、報道関係者には“秒読み”に至るまでの経過説明が行なわれた。しかし、これはどこまでも、報道関係者のための、会談の場でしかなかったようだ。正式交渉は、報道陣の目をのがれて、午後7時過ぎから、同市神宮東町の旅館平安閣で、別個交渉の方法で進められた。

この交渉会談では、住友側は患者側に顔を見せておらず、後藤県環境長から、さきに発表された専門委員会答申にプラスする新しい斡旋案、補償額が患者7人にそれぞれ提示された。新斡旋案は、▽350万円(320万円)＝1人▽300万円(240万円)＝1人▽230万円(200万円)＝1人▽200万円(200万円)＝3人▽200万円(160万円)＝1人の合計1680万円(1520万円)＝カッコ内は専門委員会の答申額だった。

だが、昨夜11時までには斡旋案を受諾したのは、230万円の1人と200万円のうち3人だけ。ついに350万円、300万円、200万円の各1人の合わせて3人は「ひと晩考える」ということで、斡旋案受諾をきょうに持ち越した。そしてけさ午前10時から再び神宮東町の平安閣で、3人との“詰め”の交渉が行なわれ、「医療費の面倒をどの程度みるか」などについても話し合いが進められ、正午すぎ新斡旋案通りに妥結した。

さらに、問題は患者7人の補償だけでなく、黒木知事、坂本高千穂町長、住友側との間で、迷惑をかけた土呂久地区に、そういった方法の“志し”を住友側が表明するか——についても微妙な含み交渉も並行して進められた。

なお、今後の医療費については「その時点で話し合いをして解決する」ということになった。土呂久地区の農業振興や環境整備助成といった方法が考えられ、住友側は、条件なしで1000万円の助成金を出すことに決った。

その後交渉は大きく進展、きょう午後3時から、知事室で調印式に臨むことになった。正午前、双方が合意したのは1人当たりの補償額は200万円～350万円の範囲。上積み者は4人で、合計1680万円になった。